

愛媛県緊急時モニタリング計画 新旧対照表（変更箇所抜粋）

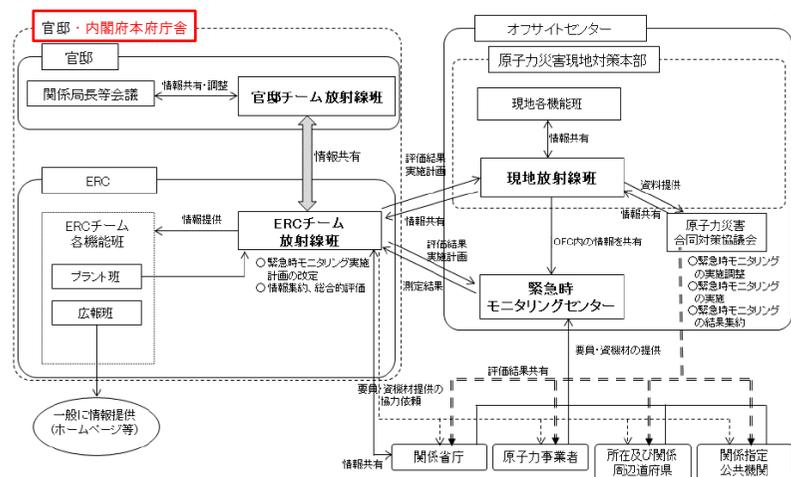
新	旧	備考
<p>1 目的 ＜略＞</p> <p>(2) 緊急時モニタリング計画の目的 <u>本</u>計画は、愛媛県が、「原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定）」、「防災基本計画（原子力災害対策編）（昭和 38 年 6 月 14 日中央防災会議決定）」及び「愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）（昭和 52 年 2 月策定）」等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリングに関する基本的事項及び緊急時モニタリング体制の整備等について定めたものであり、愛媛県が国の統括の下、関係機関と連携して実施する緊急時モニタリングの迅速かつ効率的な遂行に資することを目的とする。（別添 1 参照：緊急時モニタリング体制の全体図） ＜略＞</p> <p>2 基本的事項 (1) 基本方針 原子力災害対策指針で定める「警戒事態」において、愛媛県は、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行うため、「愛媛県モニタリング本部」を設置する。愛媛県は、国が設置する緊急時モニタリングセンター（EMC：Emergency Radiological Monitoring Center（以下「EMC」という。）」の<u>立ち上げ</u>準備に協力しつつ、並行して環境放射線モニタリングを実施する。 ＜略＞</p> <p>愛媛県は、国の統括の下で<u>EMC構成要員</u>としてEMCの各構成機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。 ＜略＞</p>	<p>1 目的 ＜略＞</p> <p>(2) 緊急時モニタリング計画の目的 <u>この</u>計画は、愛媛県が、「原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定）」、「防災基本計画（原子力災害対策編）（昭和 38 年 6 月 14 日中央防災会議決定）」及び「愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）（昭和 52 年 2 月策定）」等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリングに関する基本的事項及び緊急時モニタリング体制の整備等について定めたものであり、愛媛県が国の統括の下、関係機関と連携して実施する緊急時モニタリングの迅速かつ効率的な遂行に資することを目的とする。（別添 1 参照：緊急時モニタリング体制の全体図） ＜略＞</p> <p>2 基本的事項 (1) 基本方針 原子力災害対策指針で定める「警戒事態」において、愛媛県は、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行うため、「愛媛県モニタリング本部」を設置する。愛媛県は、国が設置する緊急時モニタリングセンター（EMC：Emergency Radiological Monitoring Center（以下「EMC」という。）」の<u>立ち上げ</u>準備に協力しつつ、並行して環境放射線モニタリングを実施する。 ＜略＞</p> <p>愛媛県は、国の統括の下で<u>EMCの構成員</u>としてEMCの各構成機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。 ＜略＞</p>	<p>・記載の統一</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・用語の統一</p>

新	旧	備考
<p><u>グ</u>を継続する。なお、愛媛県は、自然災害等の影響により固定観測局や大気モニタ等に異常がある場合には、代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。</p> <p>(2) 警戒事態における対応 警戒事態に至った際には、愛媛県は、関係機関に対して出動の指示又は要請を行うとともに「愛媛県モニタリング本部」を設置し、「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」に定める平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を開始する。 また、愛媛県は、上席放射線防災専門官(伊方担当)及びOFCに参集している要員と協力して、EMCの<u>立ち上げ</u>に備え、通信機器等の稼働状況の確認や、あらかじめ準備した物資や宿泊施設の確認等、<u>EMC構成要員</u>の受け入れ態勢の確保を行う。</p> <p>(3) 施設敷地緊急事態における対応</p> <p><略></p> <p>なお、愛媛県は、国が「緊急時モニタリング実施計画」を策定するまでの間は、本計画及び「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」に基づき、また、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は、「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、<u>EMC構成要員</u>として、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(4) 全面緊急事態における対応 全面緊急事態に至った際には、愛媛県は<u>EMC構成要員</u>として、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施する。</p> <p><略></p> <p>8 EMC構成要員の被ばく管理等</p> <p><略></p>	<p><u>ング</u>を継続する。なお、愛媛県は、自然災害等の影響により固定観測局や大気モニタ等に異常がある場合には、代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。</p> <p>(2) 警戒事態における対応 警戒事態に至った際には、愛媛県は、関係機関に対して出動の指示又は要請を行うとともに「愛媛県モニタリング本部」を設置し、「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」に定める平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を開始する。 また、愛媛県は、上席放射線防災専門官(伊方担当)及びOFCに参集している要員と協力して、EMCの<u>立上げ</u>に備え、通信機器等の稼働状況の確認や、あらかじめ準備した物資や宿泊施設の確認等、<u>EMC構成機関の要員</u>の受け入れ態勢の確保を行う。</p> <p>(3) 施設敷地緊急事態における対応</p> <p><略></p> <p>なお、愛媛県は、国が「緊急時モニタリング実施計画」を策定するまでの間は、本計画及び「愛媛県緊急時モニタリング実施要領」に基づき、また、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は、「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、<u>EMCの構成員</u>として、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(4) 全面緊急事態における対応 全面緊急事態に至った際には、愛媛県は<u>EMCの構成員</u>として、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施する。</p> <p><略></p> <p>8 EMC構成要員の被ばく管理等</p> <p><略></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・用語の統一</p> <p>・用語の統一</p> <p>・用語の統一</p>

新	旧	備考
<p>(2) 被ばく管理 ア <u>EMC構成要員の派遣元機関</u>は、<u>EMC</u>と協力して適切にEMC構成要員の被ばく管理を行う。 イ <u>EMCは、EMC構成要員の個人被ばく線量を収集・把握するとともに、EMC構成要員の派遣元機関が実施する被ばく線量の管理について必要な支援を行う。</u></p> <p>(3) 被ばく管理基準 <u>EMC構成要員</u>の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等については、<u>愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）</u>で定められた基準を適用し、その値を超えたとき、又は超えるおそれのあるときは、EMC構成要員の派遣元機関は、EMCセンター長の判断を参考に当該<u>EMC構成要員</u>に対し、屋外の活動中止の指示等をする。 <u>EMCセンター長</u>からの判断が伝えられない場合であっても、EMC構成要員の派遣元機関又は当該<u>EMC構成要員</u>自身の判断により、直ちに活動を中止するものとする。</p> <p>(4) EMC構成要員の防護措置 ア <u>EMC構成要員の派遣元機関</u>は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所において活動を行う要員に対して、<u>防護服、防護マスク等を携行させるとともに、EMCセンター長は、着用を指示する。</u> イ <u>EMC構成要員の派遣元機関</u>は、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場所において活動を行う要員（原則として40歳未満）に対して、安定ヨウ素剤を携行させるとともに、<u>EMCセンター長は、</u>原子力災害対策本部等からの服用の指示（決定）を受け、<u>服用を指示する。</u></p>	<p>(2) 被ばく管理 ア <u>EMCセンター長</u>は、<u>EMC構成要員の派遣元機関</u>と協力して適切にEMC構成要員の被ばく管理を行う。 イ <u>EMCセンター長は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所で活動するEMC構成要員に個人被ばく線量計を配布し、活動期間中の外部被ばく線量を記録するとともに、その結果をEMC構成要員の派遣元機関に通知する。また、EMC構成要員の派遣元機関は、EMCセンター長から通知された記録に基づき、EMCに派遣するEMC構成要員の被ばく線量を管理する。</u></p> <p>(3) 被ばく管理基準 <u>愛媛県のモニタリング要員</u>の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等については、<u>愛媛県地域防災計画等</u>で定め、その値を超えたとき、<u>もしくは超える</u>おそれのあるときは、EMC構成要員の派遣元機関は、EMCセンター長の判断を参考に当該<u>モニタリング要員</u>に屋外の活動中止の指示等をする<u>ものとし、</u>EMCセンター長からの判断が伝えられない場合であっても、EMC構成要員の派遣元機関又は当該<u>モニタリング要員</u>自身の判断により、直ちに活動を中止するものとする。</p> <p>(4) EMC構成要員の防護措置 ア <u>EMCセンター長</u>は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所において活動を行う要員に対して、<u>出勤時に防護服及び防護マスク等の着用又は携帯を指示する。</u> イ <u>EMCセンター長</u>は、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場所において活動を行う要員（原則として40歳未満）に対して、安定ヨウ素剤を携行させるとともに、<u>原子力災害対策本部等からの服用の指示（決定）を受け、モニタリング要員に対し</u>服用を指示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改正（令和4年7月6日）を踏まえ、EMC構成要員の派遣元機関における被ばく管理の責任を明確化 用語の統一及び記載の適正化 原子力災害対策指針の改正（令和4年7月6日）を踏まえ、EMC構成要員の派遣元機関の役割を明確化 記載の適正化

新

(2) 全面緊急事態（フェーズ1：初動対応）

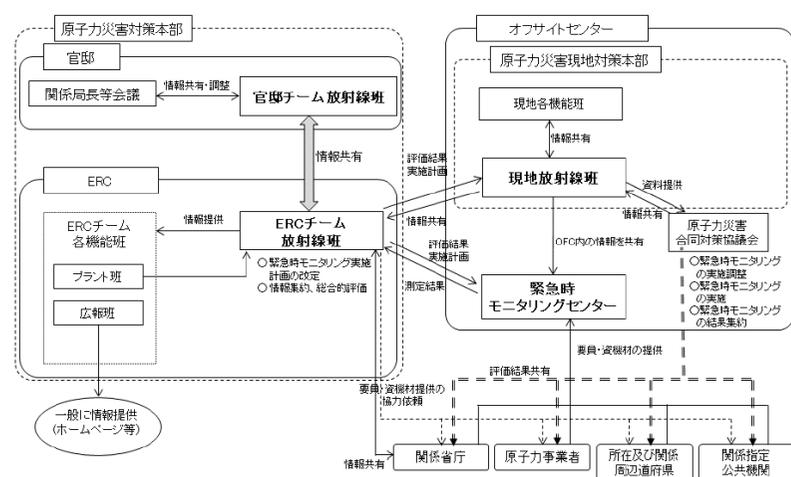


<略>

原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会、令和4年9月2日一部改訂）より抜粋

旧

(2) 全面緊急事態（フェーズ1：初動対応）



<略>

原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会、令和2年7月27日一部改訂）より抜粋

備考

・原子力災害対策マニュアルの改正（令和4年9月2日）を踏まえ修正

・改訂年月日の修正

